

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○議長（伊吹文明君） 次の質疑者、長妻昭君。

〔長妻昭君登壇〕

○長妻昭君 民主党の長妻昭です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、たぐいま議題となりました、いわゆる社会保障制度改革プログラム法案について質問をいたします。

この法案は、当初の趣旨とは全くかけ離れてしまいました。

そもそも、このプログラム法案は、社会保障制度改革推進法という、特に年金と高齢者医療の制度改革を推進することを大きな目的とした法律に基づいています。推進法には、法制上の措置を一年以内にするとの規定がありますが、それは、年金制度や高齢者医療制度の改革を法律としてまとめるように定めたものであります。

ところが、このプログラム法案には、年金制度改革も高齢者医療制度改革も入っていません。医

療、介護に関する個別法案の方針と提出スケジュールなどが規定されているばかりです。

推進法に基づいて設置された社会保障国民会議の場でも、年金制度そのものの改革が話し合われる場面は、全体のほんの一部しかありませんでした。

私たちは、年金一元化、最低保障年金という抜本改革案をそのままのまなければだめだと言っているのではありません。

昨年、自民党は、推進法原案にあった、現行制度を基本としてという条文の削除を民主党と合意して、年金制度改革に踏み込みました。我々の案がだめだというのであれば、政府・自民党の制度改革案を示してほしいと言っているのです。

お伺いしますが、本当に、今の年金制度や高齢者医療制度を変えなくても将来も役割を果たせるとお考えですか。お答えください。

例えば年金制度です。

日本では、会社で働いているのに厚生年金に入ることのできない人が非常に多過ぎます。現行の年金制度は、先進国では考えられないほど漏れが多い制度です。

厚生省の調査では、会社で働いているものの、ルール上加入できないなどの理由で厚生年金に入れずに、国民年金に加入せざるを得ない人が、主婦を除く国民年金一号被保険者だけで六百万人近くいることが示されました。この中の学生アルバイトを除くと何人になるのか、お示してください。

また、法律上、厚生年金に加入させなければならぬにもかかわらず、加入できない人が推計三

百五十万人もいることが、さきの予算委員会で初めて示されました。非常に大きな人数です。これらの対策をお示してください。

厚生省は、実際に、全体で、どれだけの人が会社で働いているのに厚生年金に入っていないのか、人数も理由もわからないと繰り返していますが、理由のいかんを問わず、会社で働いているのに厚生年金に加入していない人をサンプル調査して、その原因と属性の全体像を把握すべきと考えますが、いかがですか。

現在、国民年金は、自営業の割合が、家族従事者も含め、二割まで落ち込んでおります。

国民年金の未納は、自営業者よりも、会社で働いているのに厚生年金に加入できない国民年金被保険者に多く見られます。低所得の、資産もない非正規雇用者等が、自営業のための国民年金に加入せざるを得なくなり、国民年金が、いわば不安定雇用年金となっております。現在でも、国民年金受給者の三四%の人が、月額四万円未満の受給額です。

このまま放置すると、将来、低年金・無年金者が急増して、生活保護にどっと流れ込むことになりかねません。今でも生活保護受給者半分が六十歳以上で、その割合は拡大をしております。

民主党の年金改革案がだめだというのであれば、政府・与党はこれらの問題をどう解決するのか、ぜひ制度の改革案を提出願いたい。いかがですか。適用拡大を数年かけて数十万人ずつ進めるといような焼け石に水の修正案では、解決できません。

また、基礎年金の半分には毎年十兆円もの税金の補助が入っていますが、高額所得者には、この部分について、圧縮をお願いする必要がありますと考えます。

民主党は、昨年、高額収入者には徐々に基礎年金の税金部分を削減する法案を提出しましたが、自民党の反対で成立には至りませんでした。政府・与党は、このような考え方も否定するのですか。現在の年金制度の受給者を受給額の多い順に十分類した場合、最大と最小の受給額格差は七倍もあります。保険料は支払った分に比例して給付に回す、税金は格差是正に使う、このような保険料と税との役割分担が必要と考えますが、いかがですか。

世界の年金改革の流れは、三つのポイントがあります。一つは、職業によって変わらない制度、二つ目は、最低保障機能がある制度、三つ目は、低賃金の人も保険料を払いやすい制度と持続可能性です。これに少しでも近づく改革案を御提示いただきたい。いかがですか。

昨年の三党合意のときとはがらりと異なり、消費税増税に関連して、公共事業の大幅な増額や法人税の復興増税打ち切りの議論など、大盤振る舞いが目立ちます。民主党政権で設定した年間の国の借金の上限枠も撤廃をされました。

そもそも、消費税を一〇%に上げるといふ厳しいお願いをした理由は、社会保障の充実と、借金の返済を進めて孫子にツケをこれ以上ふやさないためでした。公共事業に使うためではありません。

本当に社会保障は約束どおり充実できるのでしょうか。幾らを充実に回すのでしょうか。また、二年後の基礎的収支の赤字半減、二〇二〇年の基礎的収支黒字化という借金返済の目標は約束どおり達成できるのでしょうか。大きな不信感を持っております。いかがですか。達成する道筋をお示しください。

このプログラム法は、消費税一〇パーを前提とし、一部を社会保障の充実に充てるとしています。しかし、充実の目玉である、社会保障の自己負担全体を合算して一定額で頭打ちにする総合合算制度が、このプログラム法からすっぽり抜け落ちております。いつから実施するのですか。仮に消費税一〇パーが先送りされた場合、社会保障の削減と充実がセットのはずですが、削減だけが先行し、充実が先送りされるということが起こり得るのでしょうか。

二つの保障、安全保障と社会保障は国家の礎です。安倍内閣は、安全保障に比べ、社会保障を軽視しているようですが、社会保障や人への投資である格差是正策は、決して経済成長のお荷物ではなく、むしろ、結果として経済成長の基盤をつくるものです。

確かに、社会保障は、国の税金だけで年間一兆円ずつ増加しており、野方図に伸ばすわけにはまいません。しかし、社会保障を乱暴に切ると、かえってツケが国の財政に回ってまいります。一例を挙げます。

介護の要支援の方々を介護保険の枠外にし、受け皿のないままに地方移管するなど、乱暴な削減

がプログラム法からかいま見えます。

しかし、民主党の強い要請で政府が初めて明らかにしたように、介護保険全体で八割の方が、一次判定で、軽いものも含めて、認知症となっております。要支援と言われる分類の方も、半分が認知症でした。介護保険サービスを受けている人のうち、要支援者は、二割、九十万人もいらつしやいます。乱暴に介護を切ると、予防効果が薄れ、かえって重い介護度に進んでしまいかねません。

介護するために職をやめざるを得ない介護離職は、現在、年間十万人もおり、年々増加の傾向にあります。団塊の世代全員が七十五歳以上になる二〇二五年に向かって、介護離職が急増しかねません。

例えば、大手商社丸紅の社内アンケートによると、二〇一一年時点で、四十代、五十代で介護をしている社員が一一%、しかし、二〇一六年には八四%の人が介護をする可能性があると回答しております。

現在、働きながら介護をしているのは二百九十一万人で、介護をしている人五百五十七万人の半分以上が職を持っております。介護を乱暴に切つて、第一線で働く人の介護離職がふえれば、短期的に介護財政は助かって、安倍総理のおっしゃる成長戦略には大きなマイナスです。いかがお考えですか。

負担増をお願いする際にも、丁寧な議論と手法が必要ですよ。

余裕のある人がそうでない人を支える、この考え方は、現役だけで高齢者を支え切れないうえ、必

要です。しかし、本当に余裕のある人は誰なのか、この深い議論が政府に欠けています。単純に収入や資産だけで判断するのではなく、その人が持ち家か賃貸か、扶養者はいるかどうか、本人の健康状態など、幾つかの条件を勘案する必要があるのではないのでしょうか。いかがお考えですか。

また、国民負担率を乱暴に抑えると、かえって国民全体の負担は上がってしまうという事実にも目配りをするべきであります。

国民負担率は、税と保険料の国民所得に対する割合であり、これを乱暴に抑えれば、かえって窓口負担や自己負担、家族の負担等の全体の国民負担が増加して、格差が拡大しかねません。どうお考えですか。お答えください。

そもそも、日本のような国民負担率という概念は、海外では一般的ではありません。社会保障給付費に自己負担が入っていないというのも、国民に誤解を与えます。

政府は、社会保障削減方針に関しては、どの指標を目標としているのですか。かつては、財政赤字を含む潜在的国民負担率を五〇パーを超えないとしていましたが、今後、給付費のGDP比を抑えようとしているのか、国民負担率を抑えようとしているのか、どのような指標に基づく基本方針を持っているのですか。お尋ねします。

本来は、自己負担や家族の負担、介護離職、育児のための離職であるM字カーブ問題なども含めた、金に換算できない国民全体の負担率を考えるべきではないでしょうか。いかがですか。

日本が弱い分野で、最も力を入れなければなら

ないのが、医療、介護の予防です。

予防を徹底させれば、社会保障全体の供給量が抑制され、国民の本当の負担も抑えられます。特に、田村厚労大臣が立案した、医療、介護の予防による二〇二五年五兆円削減プランの中身と意気込みをお聞かせください。

最後に、今、深刻なのは、格差の拡大だと考えます。

世界の格差・貧困問題がテロの温床を広げ、日本の格差・貧困問題が社会を不安定化して、経済成長の基盤も損ないつつあると考えております。

格差を示すジニ係数も悪化し、相対的貧困率は、先進国で、米国に次いで二番目に高くなりました。特に、子供の格差が深刻です。現在生活保護を

受ける子供四人に一人が、大人になっても生活保護から抜けられません。新しい貧困層とでもいべき階層ができてつあります。

親の年収による学歴格差についても、年収四百万円以下では大学進学三割、年収一千万円以上であれば大学進学六割です。非正規雇用者も二十万人となり、正社員との結婚格差も二・五倍まで広がりました。

我々は、格差が小さく、全ての人に居場所と出番のある社会、ともに生きる社会を目指していますが、今の政府はどのような社会を目指しているのか、明確ではありません。特に、日本の格差の深刻さについては、どのような認識をお持ちですか。

地縁、血縁、社縁が薄れ、孤立化が進む今、地域になじみのある中学校の学区ごとに、医療、介

護、保育、教育、町会、ボランティアなどが連携して、見守りのネットワーク、つまり、新しい地縁を下から目線でつくる必要があると考えます。現在の地域包括ケアを拡充する概念です。いかがお考えですか。

デフレ脱却は最重要課題であることは間違いありませんが、安倍内閣は、バブルを生み出す超金融緩和、短期的利益志向、雇用の規制緩和など、アメリカ型資本主義をまっしぐらになぞっているように見えます。

意図したか意図せざるかは別にして、内閣支持率が株価と連動した内閣となり、株価維持を重視する安倍総理は、証券会社の部長のようなマインドになっているのではないのでしょうか。

日本が目指す日本型資本主義は、バブルや格差を拡大させるアメリカ型というよりも、GDPにあらわれない価値を重視し、長期的利益や安定雇用を目指すヨーロッパ型資本主義を参考にすべきではないでしょうか。

バブルを起こさない成長を志向し、所得再分配や安心提供による消費拡大を狙う、ボトムアップ型の経済再生を目指すべきです。

日本は、死ぬときに一番貯金を持っている国で、老後の不安が消費を抑制しております。また、所得再分配政策が消費を喚起するのは、低所得者ほど所得を消費に回す、限界消費性向が高いからです。

政府・与党は、安倍総理が目指す、世界一企業が活躍しやすい国、その先にある、高齢者人口が最大になる三十年後を見据えた社会像をお示し願

いたい。三十年後に向けて、政府はどんな社会を目指すのですか。お答えください。

それぞれの政党が、あるべき社会像を提言、議論し、競い合うことが、国益にかなうことだと考えます。我々民主党は、その議論をリードして、目指すべき社会像、少子高齢社会に対応する日本モデルを確立すべく取り組んでまいります。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君） 長妻議員からは、十四問ほど御質問をいただきました。

まず、年金制度や高齢者医療制度の改革についてのお尋ねがありました。

年金制度については、人口構造や経済社会構造の変化に対応するため、定期的に財政検証を行うことで長期的に持続可能な運営を担保する仕組みとなっており、この認識は、昨年の社会保障・税一体改革の審議の過程で御党と共有できたものと考えております。

また、本年八月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告では、現時点において、自営業者を含めた所得比例型の年金制度に必要な、正確で公平な所得捕捉などの条件は整っていない状況にあること、また、被用者保険の適用拡大などの課題は、所得比例年金に一元化していく立場からも通らなければならないステップであることから、まず、どのような制度体系を目指すことも、必要となる課題の解決を進めるべきであるという提言がされております。

このような認識に立ち、本法案においても、短

時間労働者のさらなる適用拡大などの今後の検討課題を明記したところであります。

さらに、後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議の報告にあるとおり、十分定着していると認識しており、現行制度を基本としつつ、必要な改善を行っていくことといたしております。

本法案では、この考え方に立って、高齢者医療制度のあり方について、医療保険制度改正の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うとされており、関係方面の意見も勘案しながら、持続可能な医療保険制度の構築に向けて検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、会社等で働いている国民年金第一号被保険者の人数についてのお尋ねがございました。

平成二十三年国民年金被保険者実態調査では、国民年金第一号被保険者のうち、常用雇用労働者が約百二十六万人、臨時、パートの労働者が約四百六十七万人、合計すると約五百九十三万人となっております。このうち学生アルバイトを除いた人数については、把握しておりません。

続きまして、厚生年金の適用漏れ対策についてお尋ねがありました。

御指摘の数字は、みんなの党の試算である一千万人が過大であることを指摘するため、同党の試算に即して計算した場合であっても一千万人にはならないことを示したものであり、厚生労働省として厚生年金の適用漏れの人数を示したものではありません。

厚生年金の適用促進については、法人登記簿や雇用保険のデータを活用して、適用漏れのおそれのある事業所の確実な把握に努めるとともに、現在、社会保障審議会に設置した専門委員会において、適用促進等についての検討を進めているところであります。

続きまして、厚生年金に加入していない方のサンプル調査についてお尋ねがありました。

会社で働いているのに厚生年金に加入していない理由としては、パートやアルバイトで短時間しか働いていない場合や、その会社が厚生年金の適用を受けない小規模な個人事業所である場合などのほか、本来会社として厚生年金に入るべきであるにもかかわらず、事業主が社会保険料の負担を免れたいとの理由、あるいは単に加入義務の知識が不十分であるなどの理由によって厚生年金に入っていないという加入漏れの場合があると考えられます。

問題なのは、本来会社として厚生年金に入るべきであるにもかかわらず入っていない場合ですが、その数は、設立または廃止により、常に変動するものであります。

また、実際に事業所の調査を行って初めて把握できるものであることから、厚生労働省といたしましては、お尋ねのようなサンプル調査ではなく、厚生年金に加入していない事業所に対する加入勧奨や調査などに積極的に取り組み、適用促進に努めてまいります。

次に、非正規雇用者が厚生年金に加入できないこと懸念についてのお尋ねをいただきました。

昨年の社会保障・税一体改革において、三党合意に基づき短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を行うとともに、低所得かつ低年金の高齢者に対する福祉的な給付金制度を創設するなど、働き方の多様化等に対応してセーフティネットを強化する一定の対応を講じたところであります。

厚生年金の適用拡大に関しては、中小事業主の負担や雇用に及ぼす影響も考慮する必要があることから、一定程度の拡大にとどめる形となりましたが、引き続き適用拡大を進めていく方向性は三党で共有されていると考えております。

一体改革関連法の附則や本法案にも適用拡大の必要性は明記されているところであり、これらの規定に基づいて検討を進めてまいります。

次に、高所得者に対する年金給付のあり方と税財源の役割についてのお尋ねがございました。

高所得者に対する年金給付のあり方については、社会保障制度改革国民会議でも議論が行われ、高齢世代内の再分配を強化する観点からの検討が必要であること、その手段は、年金制度だけではなく、税制や他の社会保障制度における負担などの対応も含むさまざまな方法を検討すべきであることが提言されており、この方向性に沿って検討すべきものと考えております。

保険料と税との役割分担については、国民会議の報告書でも触れられているように、無職者や低所得者も保険に加入できるような保険料の負担水準を引き下げるために社会保障制度に公費投入が行われていると考えております。

その一方で、被用者年金制度においては、給与

に応じた保険料負担を行い、定額の基礎年金給付が保障されるように、保険料財源においても一定の垂直的な再分配機能が果たされる仕組みになっております。

この問題については、昨年三党で合意の未成立した社会保障制度改革推進法においても、社会保険への税の投入については、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすべきと規定されており、これに沿って対応をすべきと考えております。

次に、世界の年金制度の潮流と我が国の年金制度改革についてのお尋ねがありました。

年金制度について自営業者をどのように取り扱うかは、OECD諸国で見ても、雇用労働者と同じの制度に加入する仕組みの国もあれば、別建ての制度を設けている国、我が国のように職業にかかわらず加入する基礎的な年金制度のみに加する国など、さまざまであると承知をいたしております。

我が国においても、国民年金創設以来、自営業者を含めた所得比例の年金制度についての議論は行われてまいりましたが、国民会議の報告書にも言及されているとおり、正確で公平な所得捕捉等の条件は整っておらず、現時点における政策選択としては、現実的な制約下で実行可能な制度構築を図る観点から行われなければならないと考えております。

国民会議の報告書では、条件が満たされた際に初めて可能になる将来の議論で対立して改革が進まないことは国民にとって望ましいものではない

ことや、厚生年金の適用拡大などの課題は、所得比例年金に一元化していく立場からも、通らなければならぬステップであることが示されております。

本法案に掲げた検討課題はこのような位置づけであることについて、御理解をいただきたいと思っております。

次に、社会保障の充実についてお尋ねがございました。

消費税率の引き上げによる増収分については、全額を社会保障財源化することといたしており、その旨は消費税法にも明記されております。

税制抜本改革法に従って消費税率が一〇%に引き上げられ、増収分が満年度化した場合、五%引き上げ分の十四兆円程度のうち、基礎年金庫負担二分の一への引き上げの三兆円程度を含め、四%程度を社会保障の安定化に、一%程度の二・八兆円程度を社会保障の充実それぞれ向けるといたしております。

次に、総合合算制度についてお尋ねがございました。

総合合算制度につきましては、税制抜本改革法において既に検討規定が設けられていることから、プログラム法案に新たに規定は置いておりません。税制抜本改革法の規定に基づき、社会保障・税番号制度の本格的な稼働、定着を前提に、所得や資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め、さまざまな角度から総合的に導入について検討を行ってまいります。

次に、社会保障の充実の進め方についてのお尋

ねがございました。

この法案に基づく社会保障の充実のうち、社会保障四経費に係るものについては、税制抜本改革法の施行により増加する消費税収入と、制度の重点化、効率化により必要な財源を確保しつつ講ずることといたしております。

個別の措置の実施スケジュールについては、今後、個別具体的に検討する必要がありますが、いづれにしても、急速な少子高齢化が進行する中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するために、制度の充実と重点化、効率化を同時に進め、世代間、世代内の公平性を確保してまいります。

次に、介護保険の見直しについてお尋ねがございました。

介護保険制度の見直しについては、予防給付の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの入所者の重点化、相対的に所得の高い方の二割負担などが検討事項とされており、これは、効果的、効率的なサービス提供を実現しつつ、制度の持続可能性を高めていくことを目的といたしております。

現在、社会保障審議会介護保険部会において、こうした事項について御議論を踏まえた上で、持続可能で安心できる介護保険制度を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、疾病予防、健康増進に関する取り組みについてのお尋ねがございました。いわゆる団塊の世代の全てが七十五歳以上とな

る二〇二五年に向け、国民の健康寿命が延伸する社会の構築を目指し、ことしが予防元年であるという意気込みで、厚生労働省を挙げて、予防、健康管理に係る取り組みを推進することといたしております。

このため、八月末に、国民の健康寿命が延伸する社会に向けた予防・健康管理に係る取り組みを発表したところであります。

具体的には、生活習慣病予防や介護予防の主要な取り組み、また、後発医薬品の使用促進や重複受診の防止といった医療資源の有効活用に向けた取り組みにつきまして、省内連携して一体的に進めることとしております。

これらの取り組みの推進により、二〇二五年に全体でおおむね五兆円規模の効果を期待いたしております。

第十三問目であります。格差についてのお尋ねがございました。

政府としては、頑張った人が報われる活力ある社会をつくるため、自助自立を第一に、共助そして公助を組み合わせ、弱い立場の人にはしっかりと援助の手を差し伸べることが必要であると考えております。

高齢化の進展や世帯人数の縮小などにより再分配前の所得格差は拡大傾向にあるものの、社会保障や税による再分配後の状況は、近年、ほぼ横ばいで推移していると認識をいたしております。

今後とも、格差拡大を防ぐ観点から、成長分野で求められる人材の育成、求職者支援制度などによる効果的な就労支援を実施するとともに、短時

間労働者に対する被用者保険の適用拡大や生活困窮者対策の充実など、社会保障の機能強化によるセーフティネットの拡充を図ってまいります。最後の御質問であります。見守りネットワークについて、お尋ねがありました。

住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられる仕組みを構築するため、地域包括ケアシステムの実現を推進しております。地域の多様な分野の関係者が協働し、高齢者や子供などを見守るなど、支援が必要な方に対する、地域の実情に応じた取り組みが行われております。

このような取り組みも参考にしつつ、地域包括ケアシステムの実現に向け、引き続き新たな地域づくりを進めてまいります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣（甘利明君） 長妻議員から三点の質問がありました。

まず、財政健全化目標の達成に向けた道筋についてのお尋ねであります。

一般の社会保障・税一体改革におきましては、消費税率引き上げ分は、全額、社会保障の充実、安定化に充てられます。

経済政策パッケージは、競争力強化策や復興、防災・安全対策などに重点化をし、経済の好循環をつくっていくものでありまして、経済成長を通じて税収を増加させてまいります。

こうした取り組みとともに、国、地方の基礎的財政収支の改善につきましては、中期財政計画ののっとなってまいります。

